

つくば市建設コンサルタント等業務最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により建設コンサルタント等業務（つくば市入札参加者選定等取扱要綱（平成12年つくば市告示第80号。以下「要綱」という。）第2条第2号に規定する測量・建設コンサルタント等業務をいう。）の委託契約を締結する場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 競争入札により建設コンサルタント等業務の委託契約を締結しようとするときは、最低制限価格を設けるものとする。ただし、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。
- (2) 無作為（ランダム）係数 くじ引きにより無作為（ランダム）に抽出される「1.0000」から「1.0400」までの「0.0005」刻みの数値（小数点以下第4位までの数値）をいう。

(最低制限基本価格の算定基準)

第4条 最低制限基本価格は、次の各号に掲げる建設コンサルタント等業務の種類ごとに当該各号において定める額の合計額（当該合計額が見積書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の81を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の81を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、当該合計額が見積書比較価格に100分の60を乗じて得た額以下の場合にあっては当該100分の60を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、これら以外の場合にあって当該合計額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額

ウ 諸経費に 100 分の 50 を乗じて得た額

(2) 土木関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 100 分の 50 を乗じて得た額

(3) 建築関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額

エ 諸経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額

(4) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 100 分の 50 を乗じて得た額

(5) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額

エ 諸経費の額に 100 分の 50 を乗じて得た額

(6) 前各号に掲げる業務以外の業務

見積書比較価格の 100 分の 60 から 100 分の 81 の範囲内で適宜定める額

2 前項第 1 号の測量業務の最低制限基本価格を算定する場合における同項の規定の適用については、同項中「100 分の 81」とあるのは「100 分の 82」とする。

3 第 1 項第 5 号の地質調査業務の最低制限基本価格を算定する場合における同項の規定の適用については、同項中「100 分の 81」とあるのは「100 分の 85」と、「100 分の 60」とあるのは「100 分の 67」とする。

(無作為（ランダム）係数の決定)

第 5 条 開札執行者は、開札開始前に、立会いのため来場した入札者の代表者（入札者の立会いがない場合は、入札事務に関係のない職員）にくじを引かせ、無作為（ランダム）係数を決定するものとする。

2 前項の規定により、決定した無作為（ランダム）係数は、当該開札日に最低制

制限価格を設定する全ての案件に適用する。

- 3 開札執行者は、書面に第1項の規定により決定した無作為（ランダム）係数を記載し、同項に規定するくじ引きを行った者に対して、内容の確認及び署名を求めるものとする。

- 4 第1項の規定により決定した無作為（ランダム）係数は、開札立会者控室に開札終了まで掲示するものとする。

（最低制限価格の算出等）

第6条 最低制限価格 最低制限基本価格に110分の100と無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 開札執行者は、最低制限基本価格書の開封を行い、その価格及び前条第1項の規定により、決定した無作為（ランダム）係数をパソコンの最低制限価格計算シートに入力し、最低制限価格を算出する。

- 3 開札執行者は、パソコンに表示された最低制限基本価格、無作為（ランダム）係数及び最低制限価格を、印刷し、最低制限価格の決定経緯を明らかにしておかなければならない。

（開札の執行）

第7条 開札執行者は、最低制限価格を下回る価格により入札をした者があった場合は、当該価格により入札をした者を落札候補者又は落札者（以下「落札者等」という。）とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格により入札をした者のうち最低の価格により入札をした者を落札者等とするものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年3月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、業務成果物の引渡しが平成26年4月1日以後の契約について適用し、業務成果物の引渡しが同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領は、この施行の日以後の入札審査委員会に諮る入札案件から適用し、同日前に入札審査委員会に諮る入札案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定は、令和元年 9 月 1 日以後に告示する入札について適用し、同日前に告示する入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 5 月 20 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領は、この施行の日以後に告示する入札案件から適用し、同日前に告示する入札案件については、なお従前の例による。